

公益財団法人 福井県アイバンク 委員会規程

(目的)

第1条 この委員会規程は、公益財団法人福井県アイバンク定款第37条の規程に基づき設置され委員会の公正及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 定款第37条第1項から3項までの委員会（以下これらの「委員会」を総称して委員会といい、個別の委員会は各委員会という）は、それぞれ下記の各号に規程する事項の任務とする。

(運営委員会の職務)

第3条 運営に関する事項は年1回開催される定例委員会、並びに緊急な議事が生じた際に開催される特別委員会において、委員の過半数の賛成をもって決定され、委員長名で施行される。

- 2 この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること
- 3 この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び定款改善について、理事会に参考意見を提出すること
- 4 この法人の事業に従事する者から法令違反行為等に関する通報に対して適切な処置を行うため、公益通報の窓口を設置、運用し、管理すること

(運営委員の選考)

第4条 次期委員は、委員長により推薦された候補者に対し、過半数の委員の賛成で承認され選考される。

- 2 委員長・委員は、理事の中から理事長が選考し、理事会において過半数の理事の承認で選出される。
- 3 1回の投票で過半数の得票を得る者がいない場合には、無記名投票で上位2名の決戦投票が行われる。

(運営委員の解任)

第5条 委員会は、委員としての体面を汚すような行為のあった委員に対し全委員の3分の2以上の賛成で委員を解任することができる。

- 2 その欠員に対し、委員の選考が必要な場合は、委員会は解任後60日以内に

選考する。

(運営委員の職務)

第6条 委員は委員会において、アイバンクの運営に必要な事項を決定する。

- 2 このために委員は委員会に出席する義務を負い、出席が不可能な場合は委員長に委任状を提出する。
- 3 委員会は、委員会で議決された案件を施行する義務を持つ。

(運営委員会委員長の職務)

第7条 委員長は委員の一員であると同時に、委員を代表しアイバンクの運営上の責任を負う。

- 2 委員会、医学基準委員会、広報委員会、諮問機関での決定事項に関して委員会の代表としても施行する義務を負う。

(医学基準委員会の職務)

第8条 あっせん業を営む上で、医学的な判断が必要となるような場合においてその全責任を負う。

- 2 医学基準委員会があっせんの具体的な方法を示す。
- 3 医学基準を定め、その遂行を監督する義務を持つ。
- 4 強角膜・強膜をあっせんするには、その手技、方法は全て医学基準に則って行なわれる。

(医学基準委員の職務)

第9条 医学基準委員は医学基準委員長により選任される。

- 2 医学基準委員は運営委員と兼務することができ、その任期等は運営委員会に準ずるものとする。

(医学基準委員長の職務)

- 2 委員長は、理事長により任命される。

(広報委員会の職務)

第11条 広報委員会は広報活動の企画・及び実施を行う。

(広報委員の職務)

第12条 広報委員は、広報委員長より選任される。

- 2 広報委員は、運営委員と兼務することができ、その任期等は運営委員会に準

じるものとする。

(広報委員長の職務)

第13条 広報委員長は、企画・社会啓発・PR等の実施を統括し、遂行する。

2 広報委員長は、理事長により選任される。

(委員の任期)

第14条 各委員の任期は、2年間とする。

2 委員長及び委員は、理事の中から常務理事が選任し、理事長が委嘱する。

但し、医学基準委員については、法人コーディネーターも委員の一員となる。

3 委員長の任期は委員長が委員に承認された日から2年間とし委員長が委員を辞任する場合には、委員長の職も辞するものとする。

4 ただし、委員、委員長の再選は妨げないものとする。

5 委員が任期中に辞職した場合には、委員会により推薦された候補者に対し、過半数の委員の賛成で承認され選考される。その任期は辞職した委員の残された任期とする。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。